

## 江南市ネーミングライツ事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自主財源を確保するとともに、地域の活性化を図るため、市が実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「ネーミングライツ事業」とは、契約により、施設等の愛称を命名する権利を市が事業者に付与し、当該権利を付与された事業者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）からその対価を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。

### (事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、市の施設等本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 市は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。

3 市は、条例に規定する施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく条例に規定する施設等の名称を使用するものとする。

### (ネーミングライツ事業の対象)

第4条 ネーミングライツ事業の対象は、スポーツ施設、文化施設、公園その他市が所有する公共施設又はその一部とする。ただし、市がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設等を除く。

2 対象施設等の選定は、市長が行う。ただし、選定しようとする施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）の場合は、あらかじめ指定管理者と協議を行うものとする。

(ネーミングライツの付与期間)

第5条 ネーミングライツを付与する期間は、原則3年以上の期間とする。  
ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮するものとする。

(募集)

第6条 市は、ネーミングライツ事業の実施に当たっては、次に定めるところにより、原則として公募によるものとする。

- (1) 募集については、市ホームページ等により広く募集するものとする。
- (2) ネーミングライツ料その他ネーミングライツ事業に必要な事項については、対象施設等の所管課が作成する募集要項に定める。

(応募)

第7条 応募できるネーミングライツ・パートナーは法人とし、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者
- (3) 市から指名停止措置を受けている者
- (4) 国税若しくは地方税を滞納している又は正当な理由なく国若しくは地方公共団体に対する債務を履行していない者
- (5) 政治性又は宗教性のある事業を行う者
- (6) 公序良俗に反する活動を行う者
- (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- (8) 江南市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員等、又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (9) 指定管理者制度導入施設にあつては、現在の指定管理者の事業内容等と競合する事業を行う者。ただし、現在の指定管理者及びその関連企業を除く。
- (10) その他市長が適当でないと認める者

2 ネーミングライツ事業に応募する者は、江南市ネーミングライツ申込書（様式第1）及びネーミングライツ申込みにかかる誓約書（様式第2）に対象施設等の所管課が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 ネーミングライツ・パートナーの募集期間は、原則として1月以上の期間を設けるものとする。

（使用できない愛称）

第8条 ネーミングライツにより命名される愛称は、次に掲げるものを含まないものとする。

（1）市としての公共性若しくは中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの

（2）法令等に違反するもの又は抵触するおそれがあるもの

（3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関するもの

（4）政治性のあるもの又は選挙に関するもの

（5）宗教性のあるもの又は思想的なもの

（6）個人又は団体等の意見広告又は名刺広告

（7）青少年の保護又は健全育成に反するもの

（8）消費者保護の観点からふさわしくないもの

（9）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

（10）その他市長が表記する愛称として適当でないと認めるもの

（審査機関）

第9条 ネーミングライツ・パートナーの選定、命名する愛称、ネーミングライツ料その他については、対象施設等の所管課が設置する選定委員会の審査に付するものとする。

（決定及び通知）

第10条 市長は、選定委員会の審査の内容及び結果を踏まえ、応募された愛称の採用の可否及びネーミングライツ・パートナーを決定するものとする。

2 市長は、第7条の規定により応募した者に対し、採用を決定したときは、ネーミングライツ・パートナー採用決定通知書（様式第3）により、不採用を決定したときは、ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書（様

式第4)により通知しなければならない。

(契約)

第11条 市長は、ネーミングライツ・パートナーの決定通知後、その者と契約を締結するものとする。

(費用負担区分)

第12条 施設等の案内看板等の表示名変更に係る経費は、ネーミングライツ・パートナーが負担し、施設パンフレット、封筒等の印刷物及び市ホームページの表示名変更に係る経費は、市が負担するものとする。ただし、新たに設置する施設等の案内看板等については、市及びネーミングライツ・パートナーの協議により決定する。

2 契約期間の満了及びネーミングライツの取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市とネーミングライツ・パートナーの協議により、費用負担区分を変更することができるものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第13条 ネーミングライツ料は、当該年度分を、初年度については愛称の使用開始後1月以内に、翌年度以降については4月30日までに、江南市予算決算会計規則(昭和41年規則第1号)に定める納入通知書により、一括で納入するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(指定管理者との協議)

第14条 指定管理者制度導入施設については、愛称の使用に関して、市、指定管理者及びネーミングライツ・パートナーとの間で必要な事項について協議することとする。

(愛称変更の禁止)

第15条 ネーミングライツを付与する期間内における愛称の変更は、禁止とする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

2 市長は、前項ただし書の場合においては、変更の可否についてネーミングライツ・パートナー及び指定管理者制度導入施設については指定管理者と協議することとする。

(契約の解除)

第16条 ネーミングライツ・パートナーの都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツ・パートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（様式第5）を、市長に提出しなければならない。

（ネーミングライツの取消し）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

（1）指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

（2）ネーミングライツ・パートナーが、法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

（3）ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

（4）前条の規定により、ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申出があったとき。

（5）市長が、ネーミングライツの付与を取り消すことが必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、ネーミングライツ付与取消決定通知書（様式第6）によりネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。

3 第13条の規定により既に納入されたネーミングライツ料は、第1項の規定によりネーミングライツの付与を取り消した場合においても返還しないものとする。

（契約の更新）

第18条 ネーミングライツ・パートナーは、契約期間中において、契約の更新を交渉することができるものとする。ただし、前2条に該当する場合はこの限りではない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。